

# 服部緑地野外音楽堂施設案内

2019年8月

## ■ 申込先 服部緑地野外音楽堂

〒561-0873 豊中市服部緑地 1-7

電話 06-6863-3780 FAX 06-6863-3855

## ■ 休館日 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）及び年末年始（12月27日～1月5日）

## ■ 申込み手続き方法

### ○ 野外音楽堂の全体使用

使用する1年前の同月の5日から受け付けます。

### ○ リハーサル室のみの使用

1ヶ月前の5日から受け付けます。

1. 毎月5日の午前10時から、野外音楽堂及びリハーサル室の利用申込抽選を音楽サロンで行います。申込者が複数となった場合は抽選となります。  
ただし、5日が休館日及び土日、祝日の場合は次の平日になります。
2. 所定の施設利用申込書に記入し、施設使用料を納付してください。
3. 毎月5日以降の受付は、休館日を除く日（午前10時～午後5時）に随時受け付けます。  
あらかじめ電話等で使用状況をご確認下さい。
4. 野外音楽堂全体使用の場合は、所定の施設使用料の他に付帯設備使用料、施設機器管理要員の費用が必要になります。使用当日にお支払い下さい。また入場料を徴収するイベントの場合は、既定の計算方法により追加施設使用料が必要になる場合があります。
5. 施設使用料は、「野外音楽堂料金表」をご覧ください。
6. 使用当日に「野外音楽堂使用券」を野外音楽堂担当者に提示して下さい。
7. 既納の使用料は、特別の場合を除き返金できません。

## ■ 次に該当する場合は使用許可できません。すでに許可している場合でも、使用の許可を取り消すことがあります。

1. 公序良俗を害するおそれがあるとき。
2. 野外音楽堂施設、付属設備、機器を損傷するおそれがあるとき。
3. 天災及び交通途絶時その他利用者の安全が確保されないとき。
4. 施設管理者が管理上支障があると認めたとき。（音量、音圧の高いものの公演については、使用制限をしています。）
5. 許可された利用目的と異なった目的で使用する時、許可された利用条件に違反したとき。
6. 使用許可の権利を譲渡、転貸したとき。

■ 使用前の準備

1. 使用前の1ヶ月前までにプログラム、台本、進行表など（各3部）を持参いただき、  
野外音楽堂担当者と打ち合わせを行って下さい。打ち合わせのない場合は、使用者の要望  
に沿いかねる場合があります。
2. 使用日の10日前までに「車両進入申請書」を提出して下さい。  
（メール、FAX、郵送でも可）
3. 使用日の円滑な進行のため、会場責任者、会場整理要員等を適切に配置して下さい。

■ 使用上の注意

1. ステージでの音出しは、午後6時30分以降の使用はできません。  
午前、午後の使用についても近隣住民への迷惑にならないよう音量の調整をして下さい。  
リハーサル室のみの使用は午後9時まで可能です。
2. 拡声器の音量は、芝生席後部の測定機器の位置で90dbを超えないようにして下さい。
3. 拡声器等音響機器の設置にあたっては、野外音楽堂音響担当者の指示に従って下さい。
4. 仕込み、準備、後片付けなどは、使用時間内で行って下さい。
5. 使用を終了したとき、または利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用の停止を  
命じられたときは、施設を原状回復して下さい。
6. 使用の許可を受けた以外の設備、器具を使用しないで下さい。
7. 会場周辺及び客席・リハーサル室等の清掃を行い、ゴミは適切に処分して下さい。
8. 利用者は、物品販売・広告類掲示・広告類配布・看板設置をするときは、あらかじめ  
承認を受けて下さい。
9. 喫煙は所定の場所以外ではできません。
10. 公演のチラシ等を配布する際、立入禁止区域には立ち入らないこと、またチラシ投函禁止  
の住戸には配布しないこと等を遵守し、住民に迷惑とならないよう十分注意して下さい。
11. その他、施設の示す注意事項を守って下さい。

■ 使用者は次の事項を遵守するとともに、入場者に対してもこれを守るよう指示して下さい。

1. 定員以上の入場をさせないこと。
2. 騒音又は大声を発したり、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3. 危険物または動物類（補助犬を除く）を持ち込まないこと。
4. 野外音楽堂施設、付帯設備を損傷するおそれのある行為をしないこと。
5. 承認を受けずに物品の販売、陳列、又は飲食物の販売・提供、広告類を掲示、配布、看板設  
置をしないこと。
6. 所定の場所以外に立ち入らないこと。
7. 公演のための機材搬入車以外は、野外音楽堂付近に駐車しないこと。
8. 所定の場所以外で喫煙しないこと。